私立幼稚園等教育支援体制整備事業費助成

１　助成概要

（１）概要

幼児教育の質の向上等のため、教育支援体制の整備を行う私立幼稚園、幼稚園型認定こども園を設置する学校法人及び幼保連携型認定こども園を設置する学校法人または社会福祉法人に対して助成する。

令和５年度、担任教員等の業務負担を軽減するため、事業区分に「補助員等配置による園務の平準化支援」、教育に係る資料の電子化に必要な ICT 環境の整備に係る経費を補助するため、「幼児教育の質の向上のための ICT 化支援」を追加。

※令和６年度より、「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（保健衛生用品の購入）」、「園務改善のための ICT 化支援」は廃止。

（２）事業内容

（単位：千円）

事業区分	事　業　内　容
幼児教育の質の向上のための緊急環境整備	【補助対象者】 学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る） 【補助対象経費】 遊具、運動用具、教具、保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（建物の改修、遊具等の修繕、短期間のうちに消耗する物品の購入及び個人の所要に係る物品の購入に要する経費を除く） 【補助率】：私立幼稚園１／３　認定こども園１／２ 【補助対象限度額】：１施設当たり 2,000 千円
認定こども園等への円滑な移行のための準備支援	【補助対象者】 学校法人（認定こども園の認可等を受けていない施設を有する法人に限る） 【補助対象経費】 認定こども園の認可等に係る申請書作成等の業務を行うために雇用した事務職員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等 【補助率】：１／２ 【補助対象限度額】：１施設当たり 1,600 千円
【R5 追加】 補助員等配置による園務の平準化支援	【補助対象者】 学校法人（施設型給付を受ける幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く）を有する法人に限る） 【補助対象経費】 登園時等における担任教員等の業務を補助するために新たに配置した補助員等の雇上費及び当該業務にかかる外部への委託費等 【補助率】：１／２ 【補助対象限度額】：１施設当たり 225 千円
【R5 追加】 幼児教育の質の向上のためのＩＣＴ化支援	【補助対象者】 学校法人（幼稚園、幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園を設置する法人に限る） 【補助対象経費】 指導要録等の教育に係る資料の電子化に必要な情報システムの導入経費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費等。 資料の電子化を行うために必要となるパソコン・タブレット等の備品、付属品や消耗品の購入費。 【補助率】：１／２ 【補助対象限度額】：１施設当たり 1,000 千円（６学級以下） 1,500 千円（７学級以上）